

# 令和2年2月文京区議会定例議会追加提案事項

## 1 文京区国民健康保険条例等の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2327頁）

- (1) 提案理由 保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、保険料賦課限度額の改定及び保険料軽減対象の拡大を行うほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
- ア 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に合わせて賦課割合、保険料率等を改定する。
- (ア) 賦課割合の改定（第16条の4）
- ・介護納付金賦課額の賦課割合  
所得割：均等割＝54：46 → 所得割：均等割＝58：42
  - ※ 基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の賦課割合は、改定なし。
- (イ) 保険料率の改定（第15条の4、第15条の12及び第16条の4）
- ・基礎賦課額  
所得割 100分の7.25 → 100分の7.14
  - ・後期高齢者支援金等賦課額  
所得割 100分の2.24 → 100分の2.29  
均等割 12,300円 → 12,900円
  - ・介護納付金賦課額  
所得割 100分の1.41 → 100分の1.69
  - ※ 基礎賦課額及び介護納付金賦課額の均等割は、改定なし。
- (ウ) 保険料から減額する額の改定（第19条の2）
- 所得が一定額以下の場合に行う保険料の減額について、保険料率等の改定に伴い、減じる額を改める。
- ・7割減額  
後期高齢者支援金等賦課額 8,610円 → 9,030円
  - ・5割減額  
後期高齢者支援金等賦課額 6,150円 → 6,450円
  - ・2割減額  
後期高齢者支援金等賦課額 2,460円 → 2,580円
  - ※ 基礎賦課額及び介護納付金賦課額から減じる額は、いずれも改定なし。
- イ 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料賦課限度額等を改める。
- (ア) 保険料賦課限度額の改定（第15条の8、第16条の5及び第19条の2）
- ・基礎賦課限度額  
610,000円 → 630,000円
  - ・介護納付金賦課限度額  
160,000円 → 170,000円
  - ※ 後期高齢者支援金等賦課限度額は、改定なし。
- (イ) 保険料軽減対象の拡大（第19条の2）
- (2)ア(ウ)の5割減額を行う基準について被保険者の数等に乗ずる金額を28万円から28万5千円に、2割減額を行う基準について被保険者の数等に乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げる。
- ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和2年4月1日。ただし、(2)ウについては公布の日

## 2 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻1700頁）

- (1) 提案理由 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を追加するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 複数建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料額の算出方法を追加する。（別表第3備考）
  - イ 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の徴収項目に、モデル住宅法及びフロア入力法による場合に係る手数料額を追加する。（別表第3）
    - ア) モデル住宅法
      - 住宅の床面積の合計が200㎡未満 17,700円
      - 住宅の床面積の合計が200㎡以上 19,100円
    - イ) フロア入力法
      - 住宅部分の床面積の合計が300㎡未満 33,100円
      - 住宅部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満 58,000円
      - 住宅部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満 104,000円
      - 住宅部分の床面積の合計が5,000㎡以上 157,000円
  - ウ 共同住宅の共用部分を除外する省エネ性能評価方法による場合に係る審査手数料額の算出方法を追加する。（別表第2備考及び別表第3備考）
- (3) 施行期日 令和2年4月1日

## 3 特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修機械設備更新工事請負契約

- (1) 契約の目的 特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修機械設備更新工事
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金9億420万円
- (4) 契約の相手方 酒井・日管・高橋建設共同企業体
  - 構成員（代表者） 東京都文京区大塚六丁目11番12号  
酒井工業株式会社  
代表取締役 酒井政男
  - 構成員 東京都文京区湯島一丁目11番5号  
株式会社日管設備  
代表取締役 富永光孝
  - 構成員 東京都文京区本駒込二丁目27番16号  
株式会社高橋管工社  
代表取締役 高橋直和

### 【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和4年12月5日まで
- ② 支出科目等 令和元年度 一般会計 民生費 老人福祉費  
令和2年度から令和4年度まで 債務負担行為

#### 4 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金66億1,650万円
- (4) 契約の相手方 五洋・山口・トリアマ建設共同企業体
- 構成員（代表者） 東京都文京区後楽二丁目2番8号  
五洋建設株式会社東京土木支店  
執行役員支店長 町田周一
- 構成員 東京都文京区千石三丁目29番26-101号  
山口建設株式会社  
代表取締役 山口巖
- 構成員 東京都文京区本駒込二丁目19番3号  
トリアマ株式会社  
代表取締役 鳥山金一郎

#### 【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和8年2月27日まで
- ② 支出科目等 令和元年度 一般会計 教育費 学校教育費  
令和2年度から令和7年度まで 債務負担行為

#### 5 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他電気設備工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他電気設備工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約
- (3) 契約金額 金10億2,674万円
- (4) 契約の相手方 国光・阿部・小嶋建設共同企業体
- 構成員（代表者） 東京都文京区本郷三丁目3番13号ウイーク御茶ノ水ビル5階  
国光施設工業株式会社文京支店  
支店長 山口信良
- 構成員 東京都文京区千石四丁目29番7号  
株式会社阿部電業社  
代表取締役 阿部賀永
- 構成員 東京都文京区千駄木二丁目46番4号  
小嶋電工株式会社  
代表取締役 小嶋幸男

#### 【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和6年11月15日まで
- ② 支出科目等 令和元年度 一般会計 教育費 学校教育費  
令和2年度から令和7年度まで 債務負担行為

## 6 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他空気調和設備工事請負契約

- |            |                                                           |
|------------|-----------------------------------------------------------|
| (1) 契約の目的  | 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他空気調和設備工事                           |
| (2) 契約の方法  | 制限付き一般競争入札による契約                                           |
| (3) 契約金額   | 金9億3,500万円                                                |
| (4) 契約の相手方 | 太平・泉屋・高田建設共同企業体                                           |
|            | 構成員（代表者） 東京都文京区本郷一丁目19番6号<br>株式会社太平エンジニアリング<br>代表取締役 後藤悟志 |
|            | 構成員 東京都文京区湯島一丁目6番8号<br>株式会社泉屋工業所<br>代表取締役 齋藤博             |
|            | 構成員 東京都文京区大塚五丁目1番17号<br>高田工業株式会社<br>代表取締役 蓮見俊一郎           |

### 【参考】

- |         |                                               |
|---------|-----------------------------------------------|
| ① 工 期   | 契約締結の翌日から令和6年11月15日まで                         |
| ② 支出科目等 | 令和元年度 一般会計 教育費 学校教育費<br>令和2年度から令和7年度まで 債務負担行為 |